

## 経営事項審査の審査基準の改正（令和5年1月1日施行） に伴う再審査申請について

令和4年12月  
指導検査課

### 1 再審査申請とは

改正前の旧基準で審査済みの審査結果を、改正後の新基準で再計算を行った新しい審査結果に置き換えるための手続です。再審査申請は義務ではなく、再審査を受けない場合は、旧基準による審査結果が有効なものとして取り扱われます。

なお、再審査は今回の改正に係る部分のみであり、改正箇所以外の修正はできませんので、御注意ください。

### 2 対象者

再審査申請日時点で、改正前の基準による有効（審査基準日から1年7ヶ月以内）な審査結果を有する者

### 3 受付期間

令和5年1月4日(水)から同年4月28日(金)まで

### 4 手数料

無料

### 5 申請窓口

各土木事務所 ※受付日は、土木事務所によって異なりますので、各土木事務所に御確認の上、申請してください。

### 6 申請書類（正本1部、副本2部）

- 申請様式 [【Excel \(エクセル：281KB\)】](#) [【PDF \(PDF：772KB\)】](#)
- 記載方法 [【Excel \(エクセル：311KB\)】](#) [【PDF \(PDF：818KB\)】](#)

#### <共通>

- 様式第25号の11「経営規模等評価再審査申立書（令和5年1月再審査用）」（府独自様式）
- 別紙3「その他の審査項目（社会性等）」
- 再審査を受けようとする経営事項審査結果通知書の写し ※審査基準日から1年7ヶ月以内
- 再審査を受けようとする様式第25号の11「経営規模等評価申請書・総合評定値申請書」及び別紙3「その他の審査項目（社会性等）」（土木事務所の受付印がある副本）

#### <再審査項目（今回の改正に伴い変更・追加が生じた項目のみ）>

- ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（項番51～53）
  - 建設機械の保有状況（項番64）
  - 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況（項番65）
- 各再審査項目に係る提出・確認書類等については、「経営事項審査の審査基準等の改正（令和5年1月1日施行）について」を御参照ください。